

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 133 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 14 日

大阪法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和 8 年第 181 号
対象土地	貝塚市堤 44 番 1
	同所 46 番 1
手続番号	令和 8 年第 182 号
対象土地	貝塚市堤 44 番 1
	同所 85 番 1
手続番号	令和 8 年第 183 号
対象土地	貝塚市堤 44 番 1
	同所 44 番 1 先水路

2 関係人の氏名又は名称

亡長見次男相続財産
長見次男

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。